

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言の発出に伴う千葉県緊急事態措置を受け、下記のとおり有料施設の開館時間を変更いたします。

球技場の利用制限につきまして、令和3年1月8日(金)から令和3年2月7日(日)までの期間、18:30からの利用が20:00までとなるため、一部料金が減額されます。

詳しくは以下の表にてご確認ください。

球技場施設利用料		佐倉市内利用者		佐倉市外利用者	
		通常料金(2時間)	制限料金(1.5時間)	通常料金(2時間)	制限料金(1.5時間)
全面利用	一般	5,230円	3,920円	10,460円	7,840円
	高・大学生	2,620円	1,960円	5,240円	3,920円
	小・中学生	1,670円	1,250円	3,340円	2,500円
半面利用	一般	2,620円	1,960円	5,240円	3,920円
	高・大学生	1,310円	980円	2,620円	1,960円
	小・中学生	830円	620円	1,660円	1,240円

球技場照明利用料		通常料金(1時間)	制限料金(0.5時間)
全面利用	一般	3,160円	1,580円
	高・大学生		
	小・中学生		
半面利用	一般	1,580円	790円
	高・大学生		
	小・中学生		